協働の指針 第7章について(たたき台)

第7章 協働の種類

協働による効果を最大限に得られるようにするためには、様々な形態から最適な手法を選択することが必要であり、その種類や形態を記載していくことにより、指針を分かりやすくしていく。

$\lambda = 44.0$	ᄜᆠᄼᇰᆓᄼᆙᄽ	0
()相田(宋)	・助成金の交付等	()主什么自今等

○事業協力・共催 ○委託

○市政への参画 ○後援

【補助金の交付等】

公益活動を行っている団体に対して、資金的支援を行うもの。

【実行委員会等】

目的を達成するため、市民や行政など各主体が構成員となった実行委員会が主催となり事業を実施していくもの。

【協力・共催】

複数の主体が、主催者となって役割分担を行い、事業を実施していくもの。

【委託】

設定されている事業の目的や手法に基づき契約し、事業を実施していくもの。

【後援】

他の主体が実施している事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援していくもの。

【市政への参画】

行政の政策の立案や見直しに関し、関わって行うもの。

《参考》協働における各主体の程度

パターン① 市民×行政

市民による領域	市民と行政の協働による領域			行政による 領域
市民が主体	市民が主体 行政が支援	市民と行政 両方が主体	行政が主体 市民が参画	行政が主体
	・後援・補助金・情報提供・備品の貸出・講師の派遣	事業協力・共催・実行委員会	・審議会等への 参画	

パターン② 自治会×学校

自治会による領域	自治会と学校の協働による領域			学校による 領域
自治会が主体	自治会が主体学校が支援	自治会と学校 両方が主体	学校が主体 自治会が支援	学校が 主体
	·施設利用	・登下校の見守り	・イベントの協力	

パターン③ 市民公益活動団体×事業者・企業等

活動団体による領域	活動団体と事業所等の協働による領域			事業者等による領域
活動団体が 主体	活動団体が主体 事業所等が支援	活動団体と事業所等両方が主体	事業所等が主体活動団体が支援	事業所等が主体
	・助成金 ・物資の提供	•事業協力 •共催	・地域への情報 発信	